別表六の二㈣の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「28の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「10の②」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「27の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「９の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は第７項」を「若しくは第７項」に改め、「又は第５項」を「、第５項又は第６項」に、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第４号において「平成25年旧措置法」という。）第68条の９の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第二号中「第６号まで」を「この記載要領」に、「平成21年４月１日から平成24年３月31日まで」を「平成25年４月１日から平成27年３月31日まで」に、「ついては」を「あつては」に、「平成24年４月１日」を「平成25年４月１日前に開始した各連結事業年度及び平成27年４月１日」に改め、同第四号中「租税特別措置法」を「平成25年旧措置法」に改め、同第六号を削り、同第七号中「、「翌期繰越額㉕－㉖㉗」及び「翌期繰越額㉘－㉙㉚」」を削り、「第68条の15の３」を「第68条の15の６」に、「別表六の二（十七）」を「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表」に改め、同号を同第六号とし、同表の記載要領に次の１号を加える。

７　「平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」及び「平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の各欄は、連結親法人事業年度が平成25年４月１日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載すること。ただし、「平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額㉕－㉖㉗」の各欄並びに「平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額㉘－㉙㉚」の各欄については、記載しないこと。

別表六の二㈣付表一の記載要領第１号中「又は第７項」を「若しくは第７項」に改め、「又は第５項」を「、第５項又は第６項」に、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加える。

別表六の二㈣付表二の表中

外　円	外　円

を

円	円

に、

外	外

を

に、

外	外 ②

を

	②

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表六の二（四）付表二　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（同法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二㈣付表三の表中

外　円	外　円

を

円	円

に、

外	外

を

に、

外	外 ②

を

	②

に改め、同表の記載要領を次のように改める。